

平成 27 年 4 月 28 日  
N H K 営 業 局

## 松戸簡易裁判所の判決を受けた控訴について

松戸簡易裁判所（千葉県）は、平成 27 年 4 月 15 日、NHK が千葉県内に住む男性に対して放送受信料の支払いを求めていた裁判で、男性と NHK との放送受信契約の成立を認めず、NHK の請求を棄却する判決を言い渡しました。

NHK は、この判決に不服があるため、本日、千葉地方裁判所に控訴いたしました。

この判決をめぐっては、一部媒体で、判決内容が誤って報じられる等していません。これら一部報道が示した解釈が誤りであること等は、以下に述べるとおりです。

「テレビを持っていても受信契約が無効ならば、支払わなくてよいという画期的な判決だ」という解釈について

○松戸簡裁判決は、千葉県の男性と NHK との間で放送受信契約が成立していたかどうかを証拠に基づいて事実認定をした事例にすぎず、上記で述べるような法律解釈について判断したものではありません。

○なお、NHK が放送受信機（テレビ）を設置していながら放送受信契約締結に応じていただけない視聴者を被告として提起した民事訴訟では、被告に対し、NHK による放送受信契約締結の申込みを承諾するよう命じ、当該判決が確定したときには契約が成立するという判決が、東京高裁をはじめとして、全国の裁判所で約 20 件確定しています。

「裁判では、契約書に書かれたサインが“ニセモノ”であったことが決定打となり、『男性と NHK の間に契約関係はなかった』と判断された」という記事について

○NHK としては、契約書は“ニセモノ”ないし偽造されたものとは考えておりません。この点につきましては、控訴審で主張・立証を尽くしていく予定です。

「NHKは、テレビを持っていれば支払い義務は生じるとの姿勢だが、それが否定された」という解釈について

- 放送法上、NHKの放送を受信することのできる受信機（テレビ）を設置した場合、放送受信契約を締結していただく必要があります。松戸簡裁判決は、この点に何ら言及しているものではありません。
- また前記のとおり、受信機（テレビ）を設置していながら放送受信契約に応じただけでない場合、判決によって放送受信契約が成立するとされています。

平成 25 年 12 月の東京高裁の判決が「NHKからの契約申し込みと、受信者による承諾という双方の意思表示がなければ、受信契約は成立しない」との判断を示したという記事について

- 平成 25 年 12 月の東京高裁判決の内容は、放送受信契約の成立には契約の申し込みと承諾が必要であることを前提としつつ、受信機（テレビ）の設置者は、放送受信契約の締結を拒んだとしても、NHKによる放送受信契約締結の申し込みを承諾する義務を負うのであって、その承諾を命じる判決が確定すれば、NHKと受信機の設置者との間に放送受信契約が成立する、というものです。
- つまり、この東京高裁判決は、結論として、受信機の設置者からNHKの申し込みに対する任意の承諾がなくても、判決で承諾を命じることにより放送受信契約の成立を認めており、上記の記事は判決の解釈を誤っています。

放送受信料は、すべての視聴者の方に公平に負担していただくべきものであることを、今後ともご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

（以上）